

## 第2部 事項別危機管理の要点

第1章 学校生活……p. 16

第2章 学校保健……p. 52

第3章 学校管理……p. 64

第4章 教職員……p. 76

第2部では、様々な事例について、緊急対応のポイント等を掲載していますが、児童生徒等の実情、実際の現場の状況等により、臨機応変に対応することが重要です。

## 1 いじめ

10月中旬、中学校1年生のA子の母親から夕方、担任のB教諭に電話があった。前にも相談したが、最近また、娘がクラスの女子から「うざい」と言われたり、無視されたりしている。ネット上にも娘への悪口と思われる書き込みがある。娘は学校に行きたくないと言っている。早急にいじめを解決してほしいという訴えであった。翌日、B教諭はA子から話を聞くとともに、事実確認に努めていたが、放課後、A子の母親から校長へ「今日、ずっと連絡を待っていたが何の連絡もない。いじめを放置するのか。」と強い抗議の電話があった。

### 1 事例の分析と課題

- (1) いじめられた生徒は心理的に非常に追い詰められた状況となる。本人の立場に立って共感的に関わり、心のケアを図ることが求められる。
- (2) この事例では、いじめに対し、担任だけで対応していたと考えられる。いじめの指導に当たっては、学校全体で取り組み、組織的に対応していくことが求められる。
- (3) 担任による今までの指導経過から、保護者との連携が不十分であったと考えられる。誠意ある対応により信頼回復を図り、協力関係を築くことが必要である。

### 2 緊急対応のポイント

#### 〔いじめの基本認識〕

いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている児童生徒の立場に立って、特定の教職員で抱え込むことのないよう、速やかに組織的に対応するとともに、全力でその児童生徒を守り、問題の解決を図る。

#### (1) いじめられた生徒からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。

#### 〔生徒〕

- ・保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- ・生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

#### 〔保護者〕

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・学校で安心して生活できるように全力で取り組むことを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

#### (2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報が速やかに生徒指導担当者や管理職に伝わるように連絡体制を整える。

#### (3) いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の生徒から聞き取る際には、発言した生徒が特定されたり、聞き取りを行うことでかえって生徒間で憶測が広まったりしないように、聞き取りの範囲や内容等を工夫する。

#### (4) いじめた生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・生徒に、確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、謝罪について考えさせたり、ネット上の書き込みを削除させるなどの指導を行う。
- ・保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取組を考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

#### (5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

#### (6) 指導の継続

- ・担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- ・関係した生徒の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。
- ・ネット上の書き込みは、被害の拡大を防ぐために削除要請したり、必要に応じて警察等と連携を図る。また、その後も継続して監視を行うなど、状況に応じた対応を行う。

#### (7) 関係機関との連携

- ・生徒への継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。また、スクールソーシャルワーカーを活用するなど、関係機関と連携した対応に努める。
- ・特に生徒の生命又は身体の安全が脅かされたり、暴力や恐喝等、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早急に警察へ相談・通報する。
- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告し、その事案の調査や対応について緊密な連携を図る。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) いじめに関する校内体制の確立

各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策委員会等を中核として、いじめ防止等の対策を組織的に推進するため、教職員の資質能力向上を図る取組やいじめの早期発見・対応等に関する取組を充実する。また、取組状況の定期的な点検を行い、適宜改善を図る。

#### (2) いじめを許さない学校・学級づくり

児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒が主体的に未然防止に取り組むとともに、アンケート調査等による早期発見に努めるなど、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

#### (3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、積極的に声かけを行うなど、児童生徒が気軽に相談できる雰囲気づくりを心がける。また、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める。

#### (4) 関係機関や保護者・地域との連携

平素から関係機関との連携に努める。また、保護者や地域に対していじめ問題への学校の方針等を積極的に発信するとともに、普段から協力体制の確立に努める。

### 4 法令・判例等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

## 2 生徒間等の暴力事件

A中学校の2年生3人が、昼休みに、1年生のA男をトイレに呼び出し、日頃の態度が生意気だという理由で、一方的に殴ったり蹴ったりする暴行を加えていた。周囲にいた生徒が職員室へ報告し、それを受けて、数名の教員が現場に駆けつけたときには、A男はうずくまって鼻や口からは出血しており、加害生徒は全員立ち去っていた。

加害生徒の3人は、日頃から授業エスケープや器物損壊等の問題行動を繰り返していた。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 被害生徒の応急処置及び行方の分からない生徒の保護が最優先であり、保護者への連絡、警察や消防等の関係機関と連携した迅速な対応が必要である。
- (2) 周囲にいた生徒を落ち着かせ、事実関係を早急に把握するとともに、憶測や噂話を自重するよう指導することが重要である。また、心的影響を受けている生徒に対しては、心のケアを行うことが求められる。
- (3) 問題行動の未然防止・早期発見のために、校内巡視を行い、生徒の様子を観察したり、死角となる場所をつくらないようにしたりすることが大切である。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 被害生徒の安全確保

- ・当事者や周囲の生徒への対応等が必要となるので、複数の教職員で現場に向かう。
- ・負傷した生徒に応急処置を行うとともに、直ちに他の教師に応援要請、警察への連絡、救急車の手配等を依頼する。

#### (2) 関係機関への連絡

管理職の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

##### 〔消防〕

- ・救急車の要請を行う。救急車には教師が同乗し、状況説明を行う。

##### 〔警察〕

- ・事件が発生したことを通報するとともに、加害生徒の保護のため、捜索を依頼する。その際、服装や生徒の特徴等について可能な限り詳細に伝える。

##### 〔教育委員会〕

- ・事件発生 of 第一報及び消防、警察に連絡したことを報告し、助言を受ける。

#### (3) 保護者への連絡

- ・被害生徒の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名等を伝える。
- ・加害生徒の保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法等を伝える。

#### (4) 現場の保存

- ・周囲にいた生徒を現場から移動させるとともに、現場を立入禁止にし、鍵をかけたリロープを張ったりするなどの措置を行う。

#### (5) 周囲の生徒からの情報収集

- ・生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について、可能な限り情報を集め、管理職は正確な事実関係を早急に把握する。

#### (6) 捜索

- ・教職員で地区割りをを行い、可能な限り捜索を行う。また、関係機関や地域に協力を要請する。

#### (7) 役割分担の確認

- ・管理職を中心にチームを編成し、情報の整理・対応の検討・役割分担の確認を行う。
- ・事件の概要と対応について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ・他の生徒、保護者、地域の人々、報道機関への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

### (8) 他の生徒への指導

- ・生徒の動揺が予想される場合は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。
- ・説明は、その内容について全教職員で共通理解した上で実施する。

### (9) 保護者への対応

- ・PTA役員、教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行う。
- ・事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

### (10) その他

- ・加害生徒が保護された後の対応は、警察や教育委員会と連携を図りながら行う。
- ・事件の発生状況や指導の経過等を詳細に記録しておく。

## 3 未然防止のポイント

### (1) 方針・対応の明確化と周知徹底

「暴力行為は絶対に許されない行為である」ということや、そのような行為があった場合には、毅然とした対応をしていくことを周知しておく。

### (2) 児童生徒理解の充実

授業や休憩時間等における児童生徒の日頃の行動や友人関係等について、ふれあいや観察等により得られた情報を教職員間で交換し、多角的に児童生徒を捉えるようにする。

### (3) 教育相談の充実

学校や家庭のことなど、どの児童生徒も不安やストレスを抱えていると考えられる。一人一人の児童生徒に教師が積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立し、相談活動の充実を図る。また、自分のことや友達のことなどで心配なことは、いつでも相談にのることを、日頃から折に触れ伝える。

### (4) 保護者との連携

家庭での児童生徒の様子で、気になることがあればすぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

### (5) 関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から児童生徒理解についての助言を得たり、警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりすることなどにより、日頃から相談できる関係づくりをしておく。また、家庭環境や交友関係など、背景が複雑な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用するなど、関係機関との連携を図りながら多角的な支援に努める。

### (6) 緊急対応の演習の実施

校内研修等を通じて、緊急事態を想定した演習を行うことにより、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

#### ○ 対教師暴力が起こった場合は・・・

生徒間暴力の場合と同様の対応を基本としつつ、次の点にも留意する。

- ・被害教職員は「診断書」をとる。(警察への被害届提出の際に必要)
- ・管理職が被害教職員から事情聴取を行い、警察への被害届の提出について判断する。
- ・通報により保護者からクレームがある場合も考えられるため、教育委員会と十分に連携して対応する。

#### ○ 校外で生徒間暴力が起こった場合は・・・

情報提供者(児童生徒・地域住民等)や警察からの情報をもとに、学校として事実確認を行い、指導の方向性を決定する。また、他校生とのトラブルでは、生徒指導主事が窓口となり、関係校と緊密に連携しながら対応を進めていく。

### 3 自殺

高校1年生のA男は、中学校との違いにとまどいながらも勉強や部活動に一生懸命取り組んでいた。担任のB教諭は、最近、表情が暗く感じたので、A男に声をかけたが「大丈夫です。」といつもと変わらない返事が返ってきた。数日後、警察から学校にA男が自殺したという連絡が入った。

#### 1 事例の分析と課題

- (1) 遺族に対して心から弔意を示し、遺族へ継続的にかかわっていく中で、意向を丁寧に確認しながら誠意ある対応に努める。
- (2) 校長のリーダーシップの下、教育委員会とも緊密に連携を図りながら、遺族への対応、関係生徒等のケア、在校生や保護者への対応など、方針や役割を明確にしながら対応を進める。
- (3) 遺族の意向や心情等に配慮しつつ、当該生徒が置かれていた背景について可能な限り把握し遺族へ説明する。
- (4) 今後の自殺防止に資する観点から、自殺の要因や背景を分析し、自殺予防の取組の推進を図る。

#### 2 緊急対応のポイント

##### (1) 対応方針の決定

- ・速やかに管理職へ連絡し、管理職や関係教職員で対応を協議する。
- ・当該生徒の状況把握、弔問や遺族への対応、在校生やPTA（保護者）への対応、教育委員会や警察との連携など、それぞれの対応について役割を分担する。

##### (2) 校内の体制づくり

- ・校長は当日のうちに必ず弔問に行き、弔意を示すとともに、今後の対応や葬儀への参列等について遺族の意向を丁寧に確認し、当面の対応方針を説明する。
- ・緊急の職員会議を開き、教職員に対して事情説明や今後の対応について伝える。
- ・管理職等へ正確・迅速に伝わる連絡体制を整える。
- ・在校生へ伝えるときは、当該生徒のプライバシーや遺族の意向を十分に踏まえる。また伝えた後の生徒の様子を注視し、心の安定に最大限努める。
- ・PTA会長と連絡を取り、PTAとしての対応や保護者会の実施等について相談する。
- ・マスコミ等、外部対応の窓口を一本化する。個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、正確な情報に基づき、誠意をもって対応する。

##### (3) 背景調査と心のケア

- ・当該生徒の状況について、すべての教職員から迅速に聴き取りを行うとともに、遺族の意向や心情等に配慮した上で、当該生徒と関わりの深い生徒からも迅速かつ慎重に聴き取りを行う。
- ・教育委員会と緊密に連携を図り、スクールカウンセラーを活用するなどして、関係生徒等の心のケアに努める。

##### (4) 遺族への継続的な関わり

- ・葬儀後も継続して遺族に関わり、背景調査の経過や内容について説明するとともに、要望を確認したり、遺族の希望や状況に応じてカウンセラーや専門機関等を紹介したりする。
- ・背景調査に関して、さらに詳しい調査の実施について遺族に提案し協議する。場合によっては、中立的な立場の調査委員会を設置し調査することも併せて協議する。

##### (5) 詳しい調査の実施

- ・詳しい調査を実施する場合には、調査目的や方法、情報等の取り扱いなど調査の計画について、事前に遺族へ説明し、了解を得る。
- ・遺族に対して、必要に応じて随時調査経過を説明し、最終的に調査結果を説明する。

##### (6) 再発防止

- ・調査結果をもとに課題を明らかにし、再発防止のための改善策を講ずる。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 心の教育等の充実と居場所づくりの推進

- ・ 道徳や学級活動等の時間で、生命を尊重する心をはぐくむ教育や、困難を克服し生きる喜びや達成感を味わうことのできる活動の充実を図る。
- ・ 児童生徒が主体的に取り組み、楽しさや成就感を味わい、自己肯定感を感じることができ居場所づくりを推進する。

#### (2) 児童生徒理解の充実

- ・ 個々の児童生徒をしっかりと観察し、積極的な声かけや会話等を通して、表情や言動の変化を捉えたり、悩み事の把握に努めたりするように心がける。
- ・ 家庭との連携を図りながら、児童生徒の学校・家庭での様子、人間関係、悩み事など、一人一人の児童生徒の状況や変化、心理状態についてきめ細かな把握に努める。

#### (3) 教育相談の充実

- ・ 担任等が一人で抱え込むことがないように、教職員間で情報交換や情報共有を密に図り、教育相談担当者やスクールカウンセラー等を積極的に活用した相談体制の充実を図る。
- ・ 普段と違う発言や行動は、児童生徒が発しているサインと考え、これらのサインを見逃さず、担任等、関係の深い教員が積極的に関わり、悩みの早期解決のための支援を行う。

#### (4) 専門機関等との連携

学校内だけで対応しようとせず、家庭との連携はもちろんのこと、平素から地域の医療機関や相談機関等との連携を進めておく。

#### ○ 自殺直前のサイン

自殺の危険が高まった児童生徒に、普段と違った次のような顕著な行動の変化が現れた場合は、自殺直前のサインとして注意が必要です。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| ① 自殺のほのめかし  | ② 行動、生活、身なりの突然の変化       |
| ③ 自殺計画の具体化  | ④ 自傷行為                  |
| ⑤ 怪我を繰り返す傾向 | ⑥ アルコールや薬物の乱用           |
| ⑦ 家出        | ⑧ 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる） |

※ 喪失体験や重要な人の自殺等、本人に大きな影響を与える最近の出来事についても注意が必要です。

#### ○ 自殺の危険が高まった児童生徒への対応

自殺の危険が高まった児童生徒に出会ったとき、教職員自身が不安になったり、安易に励ましたり、叱責したりしがちですが、当該児童生徒の心を閉ざさないように次のような対応が必要です。（TALKの原則）

- ① 言葉に出して心配していることを伝える。（Tell）
- ② 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。（Ask）
- ③ 絶望的な気持ちを傾聴する。（Listen）
- ④ 安全を確保する。（Keep safe）

#### ○ 児童生徒に必要な自殺予防の知識

各学校においては、日常的な教育活動を通して、児童生徒に次のようなことを伝えておくことが大切です。

- ・ 解決が難しいと思われる問題が起きたときは、人に相談できることもすばらしい能力であること
- ・ 友だちから悩みや不安を打ち明けられたら、その友だちの気持ちを大事にしながらか話を聴いて、信頼できる大人につなぐことがとても大切であること
- ・ 問題解決のためには、相談窓口や相談機関にはどんなものがあるのか普段から知っておくことが大切であること

（「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」平成21年3月 文部科学省より）

## 4 不登校に関するトラブル

不登校4年目を迎える中学校2年の男子生徒がいる。最近では自室に引きこもることも多い。保護者は「本人が行きたくないと言っていますから」と話し合いにも応じようとせず、担任の家庭訪問や登校刺激について教育委員会に抗議をしてきた。

### 1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、子どもの「自立」支援という共通の目標に向け、保護者の思いと学校の意図をしっかりと擦り合わせる事が大切である。
- (2) これまでの支援の経過を見直し、学校としての方針や支援の期間等を明確にした組織的な対応や関係機関と連携した取組が求められる。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 情報収集及び事実確認

- ・教育委員会からの連絡を受けて、管理職は、関係の教職員から、これまでの支援の経過や生徒の状況等事実関係について確認する。
- ・管理職は、収集した情報及び保護者の意向を踏まえ、複数の教職員で家庭訪問を行い、保護者と話し合う。

#### (2) 生徒・保護者への支援

- ・保護者に対しては、気持ちをしっかりと受け止め、登校を前向きに支援できない背景・要因にも着目し、誠意ある対応をする。
- ・保護者の意向を踏まえた上で、学校としては、今後も、生徒の自立に向けた支援を継続することを伝える。
- ・生徒に会うことができる場合、生徒の思いや願いをしっかりと受け止めながら聞く。

#### (3) 支援の方針の決定

- ・家庭訪問で得た情報を踏まえ、教育委員会や相談機関から助言を得ながら、今後の具体的な支援策を決定する。
- ・支援策を決定する際には、当該生徒に関わりをもつすべての教職員が参加し、「誰が、どんな援助を、いつ（いつまでに）行うか」等の具体的な支援内容も検討する。

#### (4) 支援の継続

- ・生徒と最も関係のよい教師が家庭訪問をしたり、保護者の相談を教育相談係が担当するなど、役割分担を明確にし、校内チームとして取組を行う。
- ・適宜、支援の取組の成果を検証し、各取組の継続・訂正・中止を検討する。
- ・教員による対応が困難な場合は、スクールカウンセラー（以下、SC）、相談機関、適応指導教室等と連携を図り、支援を続ける。
- ・不登校から引きこもりにつながる可能性も視野に入れ、生徒の「社会的自立」を目指して、状態を見立てながら個に応じた働きかけを行う。
- ・保護者に相談機関を紹介する場合は、「学校から見放される」という不安や不信感を与えないように配慮する。教職員も相談機関で共に学ぶ姿勢を伝え、場合によっては教職員も共に行くなどの提案をすることも考えられる。
- ・ネグレクト等、保護者に正当な理由なく生徒の就学義務を果たしていないと認められる時は、教育委員会と連携して「登校の督促」を行う。



### 3 未然防止のポイント

#### (1) 魅力ある学校づくりの推進

児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を学校が組織として行い、不登校児童生徒を生まない魅力ある学校づくりを推進することが最も大切である。

#### (2) 関係機関との連携

不登校が長期化しているケースでは、担任が一人で抱えこむことなく、児童生徒の心の状況や特性、家庭等本人をとりまく環境、これまでの経過等も踏まえ、SCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等を活用し、関係機関とも積極的に連携を図りながら、支援や対応を行うことが大切である。また、教育支援センター（適応指導教室）に児童生徒が通室している場合は、学校、センター、保護者が、支援の内容や方向性についての共通理解を図り、役割分担をしながら取組を行う。

#### (3) 不登校児童生徒の保護者との連携

保護者の立場に立って共感的に関わり、SCやSSW等の専門的な知識をもつ者と連携して不安を和らげたり、関係機関と連携した支援を行ったりする。また、学校生活や進路、相談機関に関する情報等、必要な情報はきめ細かく伝えるようにする。

#### (4) 家庭訪問による不登校児童生徒や保護者への支援

##### ① 教師の姿勢

- ア 児童生徒や保護者と一緒に過ごす時間を持ち、共に考え、歩む姿勢をもち続ける。
- イ 保護者の思いを大切にし、誠実にかかわり続ける。

##### ② 支援の方法

###### 〔児童生徒〕

- ア 児童生徒の得意なこと、興味をもっていること、教師の特技等を人間関係づくりのきっかけとし、身体を動かす機会を多くしたり、生活のリズムを取り戻したりするなど、実現可能な目標を一緒に考え、実行を促す。
- イ 必要な場合には、メール等、ICTを活用した学習活動を積極的に行う。

###### 〔保護者〕

- ア 困惑している保護者の立場に立って、気持ちを受け止める。
- イ 少しでもよい変化が見られたら、それを肯定的に認めていくよう助言する。

##### ③ 留意点

教職員やSC・SSW等と共に、家庭訪問で行った支援や、保護者から聞き取った訪問後の児童生徒の様子、関係機関による対応の状況や得られた情報等を校内で共有し、児童生徒の変化に合わせた支援方法や家庭訪問の在り方など、学校としての効果的な対応の在り方について検討する。また、行った支援等について記録をとっておく。

### 4 法令・判例等

#### 通知等

- ・不登校への対応の在り方について（文科初第255号 平成15年5月16日）
- ・不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（17文科初第437号 平成17年7月6日）

#### ○ 保護者に対して、「登校の督促」を行う根拠

＜保護者の児童生徒を就学させる義務に関する事＞

- ・憲法第26条 ・教育基本法第5条 ・学校教育法第17条第1項、第2項

＜登校の督促等に関する事＞

- ・学校教育法施行令第20条、21条 ・学校教育法施行規則第30条第1項

## 5 行方不明

朝、A男は友人と一緒に自転車で登校していた。その途中、忘れ物をしたので取りに帰るという理由で、A男は一人で引き返した。始業時刻になってもA男が教室に来ていないということで、担任が職員室へ連絡し、担任外の教員で校内を搜索した。しかし、登校している様子がないため、学年主任が家庭へ電話をした。母親と連絡が取れ、いつもどおりの時刻に家を出て行き、それから戻って来ていないということが分かった。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 犯罪や事故に巻き込まれていた、自殺をしようとしていた等、生命の危機にさらされている可能性がある。そのため、関係機関と連携して、所在確認、保護を最優先していくことが大切である。その際、行方不明の状況が長期化する場合も想定して、関係機関や地域と協力した体制づくりをすることが必要となる。
- (2) 行方不明のうち、家出については、その原因・背景が、本人や家庭の問題だけでなく、他の人物の関わり等も考えられる。すぐに事情を話せない場合もあり、家出という行為自体を一方向的に責めるのではなく、対話を基本としてじっくり指導することが重要である。また、家出には、数日だけ家をあける、いわゆる「プチ家出」があるが、すぐに戻ってくるだろうと軽視せず、長期化しエスカレートする可能性があることや、非行に走り、犯罪被害に遭う危険性が高くなること等を共通認識し、学校、家庭が一体となって対応することが必要である。
- (3) 学校の対応に当たっては、本人の人権やプライバシーに配慮するとともに、生徒の動揺を最小限にとどめることが重要である。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 情報収集

- ・管理職は関係教職員を召集し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。
- ・置き手紙の有無、携帯電話所持の有無及びやり取りの状況、金品の持ち出し、外出時の服装や親戚・友人等の立ち寄りの可能性、自転車使用の有無等を具体的に保護者に確認する。
- ・関係機関等への対応の窓口及び指示系統の一本化を図る。

#### (2) 保護者への対応

- ・犯罪や事故に巻き込まれたり、自殺したりする恐れがある場合を想定し、保護者に行方不明者届の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。保護者と連絡が取れず、行方不明者届の提出に時間がかかる場合には、学校から警察へ状況を伝えておく。

#### (3) 対応方針の決定

- ・収集された情報は管理職に迅速に伝えられるよう、連絡体制を整える。
- ・情報収集ができしだい、管理職を中心にチームを編成し、友人からの聞き取りの実施、搜索の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。
- ・事件の概要と対応について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ・友人から情報を収集する場合は、行方不明生徒の保護者に同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- ・管理職は教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する。

#### (4) 搜索

- ・搜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化したり、地域割をしたりすることにより、もれなく円滑に搜索が進むようにする。

- ・ 捜索は可能な限り 1 チーム複数で行い、状況を定期的に学校に連絡をして指示を受ける。
- ・ 警察や育成センター等と連携を図りながら捜索を行う。
- ・ 携帯電話を所持している場合は、継続的に電話やメールで連絡を取り（電池の消耗に注意すること）、心配している気持ちを伝える。また、携帯電話を利用して現在地を特定する方法での捜索について、警察・教育委員会等と検討する。（ただし、位置探索は、行方不明生徒が事件・事故に巻き込まれている可能性が高い場合に限る。）
- ・ 夜になっても保護できない場合は、捜索終了時刻を決め、情報集約後、保護者・教育委員会等に報告する。また、その後の流れや連絡体制等の確認をしておく。

#### (5) 事後の本人への指導

- ・ 家出の原因・背景は複雑であり特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方的に責めるのではなく、担任は対話を継続し、立ち直りを支援していく。担任を中心に、適宜、生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー等とも協力し、指導及び心のケアに当たる。
- ・ 他の人物が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の人物の関与や非行との関わりがある場合には、警察等と連携を図りながら指導する。
- ・ 家出を繰り返す生徒に対しては、関係機関の助言を得て指導することも考えられる。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 児童生徒理解の充実

日頃から児童生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化を捉えるとともに、思いや願いの把握に努める。

#### (2) 教育相談の充実

児童生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

#### (3) 保護者との連携

保護者に対しては、家庭教育学級、学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた児童生徒との関わり方についての情報を提供し、親子関係づくりの一助としてもらう。

児童生徒が家庭内のことについての悩みをもっている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

### 4 資料等

- ・ 生徒指導提要（文部科学省 平成22年4月）

#### ○ 障害のある児童生徒の行方不明時の捜索について

障害のある児童生徒の行方不明は、学校の活動中に発生する場合と、登下校中に発生する場合が考えられる。学校の活動中における行方不明は、学校を中心とした地域の捜索となり、地域を限定することができるが、登下校中における行方不明の場合、JRや路線バスを使って登下校していることもあるので、捜索の範囲は拡大し、地域を限定することはできにくくなる。

いずれの場合も、生命の安全確保の観点から初期段階での保護が重要であり、各学校で行方不明となった場合の対応について、捜索マニュアル等を作成しておく必要がある。

#### 〔A 特別支援学校の取組（例）〕

- ・ 学校での活動中における行方不明の場合及び登下校時における行方不明の場合の捜索マニュアルの整備
- ・ 児童生徒の特徴や通学経路等を記入した個人カード（仮称）の整備
- ・ マニュアル等の定期的な全教職員による検討
- ・ 具体的な行方不明（学校での活動中）を想定しての捜索訓練

## 6 学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）

A小学校の6年生の学級は、年度当初、落ち着いた状態であった。しかし、6月頃から担任の指導に対して反発する児童が見られはじめ、特にその傾向が顕著な男子3名は、授業中に立ち歩いたり、注意されると暴言を吐いたりするようになった。次第に、学級全体が落ち着かなくなり、授業が成立せず、多くの児童が係活動や清掃にもきちんと取り組まないという状態になった。不安を感じた保護者が、状況の改善を担任へ要求したが、好転するどころか、さらに深刻化し、担任は休みがちになった。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 落ち着いて授業ができる状態を取り戻すため、学校としてその学級に組織的な対応をしていくことが求められる。
- (2) 要因・背景を分析し、その解決策を担任と共に考えるなど、学校全体で担任を支援していくことが必要である。
- (3) 問題行動は本人の障害特性に起因する場合もあり、特別支援の視点を踏まえ児童を指導していく必要がある。また、家庭環境の影響によって、児童の落ち着かない状況が生まれていることもあり、心理的なケアや要因・背景への対応を要するケースもある。さらに、この事例では、他の児童が担任の対応に不信感をもっていると考えられるので、問題行動を起こす児童に加え、信頼関係を回復するための継続的な取組が必要となる。
- (4) 保護者は、担任の指導に対する不信感を募らせていると考えられる。学校と保護者が改善のための具体的方策を共に考えていけるような対応が求められる。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 担任への支援体制の確立

##### 〔情報収集及び指導方針・役割分担等の決定〕

- ・管理職は、関係教職員から情報を収集し、今までの経過や、原因・背景を分析する。そして、今後の対応方針、役割分担等について関係教職員と協議する。

##### 〔授業形態や指導方法の工夫〕

- ・学年での交換授業や教科分担等で教師の専門性を生かすようにしたり、ティーム・ティーチングを導入したりするなどの取組を行う。
- ・学年主任等を中心に、担任と共に授業の指導計画や指導案を作成するなどの取組を通して、担任に助言をする。

#### (2) 保護者への対応

##### 〔学級保護者会の開催〕

- ・管理職や学年主任等も同席し、学校全体として対応することを伝える。
- ・まず保護者に対して、児童の人権やプライバシーに十分配慮しながら、現状を正確に知らせるとともに、問題解決のための指導方針と具体的な対応策を説明する。その後、保護者の意見を聞き、その対応策を協力して練り上げるようにする。
- ・事前に、会の進行計画、協議内容等について、保護者代表と協議しておく。

##### 〔問題行動を起こす児童の保護者への対応〕

- ・家庭訪問を行うことなどにより、保護者に本人の行動についての事実を伝え、指導方針について説明するとともに、学校への協力を依頼する。
- ・保護者の思いや不安を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接しながら、子どもへの接し方等について助言する。

#### (3) 児童への対応

##### 〔問題行動を起こす児童への対応〕

- ・一人一人と向き合う機会を数多くもつようにし、行為の背景に不満や悩み等がある場合は共感的に対応しながら、解決に向けて共に考える。担任との信頼関係が不十分な場合は、教育相談担当等の他の教師が対応し、担任との信頼関係づくりを行う。

- ・養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携し、障害特性や家庭環境に起因しているケースにも対応できるようにする。
- ・問題を起こす児童がグループ化している場合は、グループ指導と個別指導を行う。

#### 〔学級全体への指導〕

- ・授業の成立を基本に据え、分かる授業を目指すとともに、授業における約束事について話す場を設け、ルールづくりを行う。
- ・管理職や授業の空いている教員等と連携して、気になる児童への支援を行う。
- ・保護者に授業参観を呼びかけ、現状確認や見守りを依頼する等、改善に向けて、学校と家庭の連携も進めていく。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 早期の実態把握と早期対応

障害特性や家庭環境等で配慮を要する児童生徒については、早期から、関係機関等とも連携した対応や支援に努めるとともに、日頃から児童生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。また、事態が進行する前に学年内はもちろん管理職等にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。

#### (2) 児童生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくり

1年間を見通した学級経営を構想しながらも、変化に柔軟に対応する姿勢をもち、授業改善や児童生徒が存在感や自己実現の喜びを味わえるような学級経営に努める。

#### (3) ティーム・ティーチング等の指導法の工夫

ティーム・ティーチングや小集団での学習を取り入れるなど、指導法の工夫を行うことにより、児童生徒と教師相互の個性を生かせるような授業改善に努める。

#### (4) 情報交換と共通理解

生徒指導委員会・学年会議等を定期的に行い、学級経営を巡る問題について日頃から学校・学年全体で取り組み解決していく。また、悩みを何でも相談できる雰囲気大切に、担任が一人で問題を抱え込まないようにする。

#### (5) 保護者との連携

学級懇談や学年懇談を積極的に行い、学級・学年の指導方針を年度の早い時期に知らせる。児童生徒の変化や問題行動については、タイミングを失ないように保護者に伝えることを大切にする。また、定期的な授業参観だけでなく、自由参観の機会も多く設定し、学校の状況や変容を知ってもらうようにする。

#### (6) 学校間の連携

集団規律について、就学前教育との連携を図ったり、小学校間で学級がうまく機能しない状況や指導方法に関する情報交換を行ったりするなど、学校間の連携を図る。

#### ○ 学級の荒れのチェックポイント

- 遅刻・早退が増える。
- 授業中の勝手な行動が目立つ。
- ノートを取らず、私語や居眠りをする。
- 学習に不要な物を持ってくる。
- 友達の言動を見下すような行為が目立つ。
- 服装や頭髪に乱れがある。
- 学習規律が保てない。
- プリントや菓子等が床に落ちていたり、ごみ箱に捨てられたりしている。
- 机や壁、ロッカー等に落書きがある。
- 掲示物へのいたずらや持ち物の紛失が続く。

参考：『「学び合う集団は、落ち着いた学習環境から」～おかやまっ子の確かな学びをつくるために～』（県教育庁指導課 平成23年3月改訂）

## 7 殺傷予告

A中学校に、3時間目の授業が始まった頃、職員室に電話があった。内容は、「体育会の練習がうるさすぎる。もう我慢できない。仕掛けておいた爆弾を爆発させる。」というものであった。

1週間前から、体育会練習での放送の音が大きすぎて迷惑しているという内容で、匿名の苦情電話が2回入っていた。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 電話を受けた教職員は、どこに仕掛けたのか、いつ爆発するのか等の重要事項や性別、年齢等の相手の特徴を把握するよう努めることが大切である。
- (2) 生徒・教職員の安全を最優先することが重要である。嫌がらせやいたずらの可能性もあるが、爆発が起こることを想定して行動する。
- (3) 校内での避難では危険が予測される場合もあるため、校外への避難場所を決定しておく。実際に、校外への避難訓練を実施し、経路や役割分担等を確認しておくことが望ましい。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 電話での対応

- ・電話を受けた教職員は、「怯えず、慌てず、ゆっくりと、丁寧な」対応を心がける。
- ・相手の電話内容を正確に記録する。(電話番号が確認できる場合は記録する。)
- ・相手が一方的に話す場合でも、相手の特徴や電話先の周りの状況をできるだけ把握する。
- ・話が切迫していることを、近くの教職員に伝える工夫(相手の発言を口頭で繰り返す等)をする。通話を録音できる場合は、途中からでも録音する。

#### (2) 管理職への報告・関係機関への緊急連絡

- ・管理職に電話の内容を報告する。
- ・警察へ通報し、協力を依頼する。
- ・教育委員会へ状況報告(第一報)を行う。

#### (3) 教職員の緊急招集・緊急職員会議

- ・生徒を動揺させないように留意しながら、校内放送等で教職員を招集し、速やかに情報の共通理解を徹底する。(各校の実態に応じて、招集する教職員と生徒の対応をする教職員を分ける。)
- ・電話内容、避難指示、避難場所、避難方法、避難時の注意点、役割分担等の共通理解を徹底する。

#### (4) 生徒・教職員の緊急避難

- ・学校敷地外の安全な場所に避難する。(あらかじめ第2避難場所等を学校敷地外に想定しておく。)避難完了後、人員点呼を徹底する。
- ・生徒名簿、校舎配置図(事後の捜索活動に必要)を携行する。
- ・最終確認者は、校内に残留者(保護者・業者等を含む)がないことを確認する。

#### (5) 緊急対策会議 ※関係教職員以外は、生徒の指導・ケアに当たる。

- ・関係機関からの指示等について集約をする。
- ・生徒への指示内容(以後の日程、翌日の授業実施の有無等)、保護者への説明内容・説明方法等の確認をする。
- ・教職員の以後の対応や役割分担を決定する。

#### (6) 生徒・保護者への対応

- ・不安の払拭に努めるとともに、以後の行動について指示する。

- ・不審者や不審物の目撃があれば、情報提供を呼びかける。
- ・今後の日程及び注意点（噂話をしない、ネット上に書き込まない等）を伝える。
- ・生徒の安全確保、以後の予定等について保護者へ連絡をする。

#### (7) 関係機関との連携

- ・不審者や不審物の情報がある場合は、警察や消防へ提供する。
- ・以後の対応について相談する。

#### (8) その他

- ・学校生活に不安をもつ生徒がいる場合は、関係機関とも連携して個別の指導・援助を行う。
- ・校内巡視の強化及び施錠等の徹底、警察へのパトロール依頼、学校安全管理体制や指導体制の見直しを行う。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 不審物の早期発見

定期的な校内巡視を行い、不審物がないか確認をしておく。また、不審郵便等が届いた場合には、至急、慎重に開封する共通理解を図っておく。（状況によっては開封しない）

#### (2) 電話対応での留意事項の確認

適切な電話対応の仕方を共通理解しておく。また、録音できる機器を準備する等、非常時に対応できる体制を整備しておく。

#### (3) 連絡体制や指揮系統の整備

事件発生時の対応方法を警察や病院、安全ボランティア等の関係機関や団体と確認しておく。また、管理職は、関係機関等の電話番号を整理し、緊急時に連絡がすぐに取りれるよう、よく見えるところに掲示しておく。

#### (4) 避難訓練等の充実

安全・迅速に避難できるよう、定期的に避難訓練を実施する。また、教職員は、様々な緊急状況を想定して、研修を行っておく。

#### (5) 関係機関との連携協力

校長及び安全担当者は、保護者や警察、地域の関係者と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報の共有を図り、緊急時の対応について協議しておく。

#### ○ 電話対応時の把握ポイント

- 1 相手の特徴
  - ・性別 ・年齢（子ども、許、中、高齢者） ・声（高い、低い、だみ声） ・なまり
- 2 犯行予告内容
  - ・日時 ・場所 ・内容（殺害、爆破、放火等） ・目的（金銭、怨恨等）
- 3 その他
  - ・電話番号 ・相手の周りの状況（特徴のある音等）

#### ○ 不審物発見時の対処要領

- 1 最悪の事態を想定し、冷静に対応する。
- 2 管理職に早急に連絡する。
- 3 不審物は絶対に中身を開けない。また、衝撃を与えず、火気に近づけない。
- 4 不審物が置かれた場所（部屋）から離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入らないようにする。
- 5 児童生徒に動揺を与えないように安全な場所に避難させる。（避難後直ちに点呼を取る）
- 6 110番するか所轄の警察署に早急に連絡する。（110番優先）
- 7 不審物に触れた者、その場にいたすべての対象者を把握しておく。

## 8 保護者からの苦情、要求

A小学校では、廊下を走らないように繰り返し指導をしている。ある雨の日、6年生のB男は、友人と一緒に校内で鬼ごっこをしていた。廊下を走っていたB男は、担任に注意されたにもかかわらず鬼ごっこを続け、その途中、雨で濡れていた部分で足を滑らせて転倒し、頭を強打した。意識がもうろうとしていたため、救急車で搬送され、病院で精密検査を受けた。その結果、しばらく入院して様子を見ることとなり、1週間後に退院した。

後日、父親が学校へ電話をしてきた。「廊下を走っていた時に無理矢理でも止めなかったから息子が怪我をした。」と厳しい口調で迫られた担任は、慌てて責任を認め謝罪した。

翌日、父親が来校し、学校に責任があるということで、病院での費用・入院時に父親が付き添ったことによる仕事の休業補償・心身の痛手を受けたことへの慰謝料を要求してきた。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 保護者からの苦情や要求には、学校運営や教育活動における改善のヒントも含まれており、問題解決に向けた前向きな姿勢で対応することが重要である。そのためにも、先入観をもち、まずは冷静に話を聞いて内容を正確に把握することが大切である。
- (2) 学校の対応等に説明を求められた場合には、即答はせず、学年主任や管理職等に報告し、迅速な事実確認、対応の検討の後、誠意をもって、丁寧に回答することが大切である。
- (3) 保護者からの苦情や要求への対応の中には、学校の対応では解決が困難な場合や学校と保護者の話し合いが平行線になって事態が進まない場合等がある。そのような場合は、学校だけで問題を抱え込むのではなく、専門的な対応を行っている関係機関との連携を図ることが有効である。
- (4) 理不尽な要求に対しては、学校として「できること」と「できないこと」を明確にして、毅然と対応することが重要である。また、学校の非を指摘して、いろいろと要求をしてくる場合は、その問題解決のために学校としてできる対応を誠実に言いながらも、詳しい記録を残し、早めに教育委員会と連携を図ることが大切である。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 保護者への対応①

- ・うなずいたり相づちを打ちながら聞き、保護者の思いが現れたところや困っているところでは、話された言葉をそのまま繰り返したり、要約したりする。相手の話を十分聞いてから、学校の立場や事実を説明する。
- ・何が起きて、どうなっているのか、学校に何を要求しているのかを明確に捉える。保護者が感情的になっても、感情や態度に巻き込まれないように、その思いや悩みなどを聞きながら、要求の背景に何があるのかを聞き取る。
- ・事実関係をはっきり確かめていない時点では、あいまいな回答や安易な謝罪はしない。具体的な方策等については即答を避け、学校として誠実に対応することを告げる。保護者との電話や面談の後、早急に対応することが大切である。

#### (2) 管理職への報告・事実確認

- ・苦情等を受けた教職員は、学年主任等を通じて、生徒指導担当や管理職に報告する。
- ・第一報は断片的でも、迅速な連絡を優先する。また、その後の報告は、分かる範囲で、事実のみをできるだけ文書で正確に伝える。
- ・担任等から学年主任や教頭が報告を受けた後、校長への報告と並行して、保護者の主訴、思い、不安等も踏まえて、事実確認をできるだけ早く、正確に行う。



### (3) 対応方針・方法の決定

- ・問題の大小にかかわらず、担任等の一人の教職員だけで苦情を抱え込まず、問題の程度に応じて、管理職、生徒指導主事、学年主任、担任等で、適時サポート体制を組み、情報を共有し、対応の方針を決定する。
- ・直接対応する人を決めておき、学年主任や生徒指導主事がバックアップする。情報は全教職員で共有し、対応する人をバックアップしていく体制をつくる必要がある。
- ・話し合いの内容に応じて対応する時間や場所を調整するが、深夜に及ぶ話し合いや校外への呼び出し等には応じない。特に、こじれそうな内容の場合には、できるだけ校内において複数の教員で対応する。

### (4) 保護者への対応②

- ・問題をこじらせないようにするため、面会の初めに、メモをとったり、録音したりすることの了解を得て、正確な記録を残すようにする。
- ・事実や経緯を、確かな記録と事実に基づいて説明する。また、学校のこれまでの対応や今後の対応について具体的に説明し、保護者の腹立ちや不安の解消に努めるとともに、学校の対応について、保護者の理解と協力を求める。
- ・明らかに学校に改善すべき点がある事柄については、率直に謝罪する。ただし、学校の指導方法の変更などについては、十分に検討する必要がある。
- ・理不尽な要求には応じない。できないことはできないと、毅然とした態度で対応する。暗に金品を要求するようであれば、教育委員会や警察等に連絡・相談して助言を受ける。
- ・暴力的な行為が行われた場合には、直ちに警察へ通報する。

## 3 未然防止のポイント

### (1) 保護者対応についての研修

保護者から申し入れ等があった際に、いわゆる「上から目線」で話をする、話を真剣に聴かない、言い訳や正当性ばかり主張するなど、教員の態度に保護者が不満をもち、理不尽な要求につながるという指摘もある。保護者への適切な対応等について研修を実施し、校内で共通理解を図っておく必要がある。(参考:「なぜあの教師は保護者を怒らせるのか」関根貞一著 教育開発研究所)

### (2) 保護者と学校の良好な関係

日頃から、問題があったときだけでなく良いことがあったときでも、保護者に連絡を入れておく。また、教職員がPTA活動に積極的に参加するなど、保護者と教職員が学校の教育活動に対して建設的な話ができる雰囲気づくりに努める。

### (3) 積極的な情報発信

- 保護者会や学校だより、ホームページ等を活用し、学校・学年・学級の方針や学習指導
- ・生徒指導の方針や内容等について、保護者に説明しておく。

### (4) 指導の点検・改善

教職員自らが、服務、校務、授業での指導等を点検し、改善する。

#### ○ 苦情の処理をこじらせる6大原因

- 1 感情的に受け取ってしまう。
- 2 軽く考えてしまい、誠意がない対応をしたり、後回しにしてしまう。
- 3 保護者や他の職員に責任を転嫁して、無責任な対応をする。
- 4 対応方法が分からずに消極的になってしまい、自分で抱え込んだり、上司への相談も行わない。
- 5 自分の判断だけで勝手に対応してしまい、上司への報告も怠る。
- 6 「時間がない」と面倒くさがる。

一部抜粋：矢崎良明『保護者のクレーム』対処法 保護者とのいい関係づくり“実践編”教職研修12月号増刊 2007年

## 9 授業中の事故

A中学校の1年生の理科の授業で、気体の発生実験をした。まず、担当教員が演示実験を行い、その後、各班別に実験を行った。反応が見られなかったため、男子生徒が水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火した。その時、試験管が破裂して近くにいた女子生徒が負傷した。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 被害生徒の救急措置を最優先することが大切である。
- (2) この事例では、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられる。二次災害を起こさないように、生徒を落ち着かせるための対応が求められる。
- (3) 事故防止策・事故発生時の対応について、事前に準備しておく。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 安全確保

- ・授業担当教員は、生徒を落ち着かせ、すべての実験を安全に気を付けながら中止するように指示する。

#### (2) 応援の要請及び応急処置

- ・授業担当教員は、次のことを確認する。  
ア 生徒の負傷の有無、負傷の程度                      イ 教室や器具の被害の程度
- ・授業担当教員は、インターホンの利用や生徒への依頼により、職員室や近くの教室で授業をしている教員等に連絡し、応援を要請する。
- ・授業担当教員は、負傷した生徒の応急処置を行うとともに、負傷の程度により救急車の要請を他の教職員に依頼する。
- ・連絡を受けた養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。
- ・授業担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難の指示を出す。

#### (3) 現場保存

- ・授業担当教員は、安全を確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室に施錠するなどして現場の保存を行うとともに、現場の写真や対応等の記録を残しておく。

#### (4) 保護者への対応

- ・担任は負傷した生徒の保護者に連絡をとり、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。
- ・管理職、担任、授業担当教員等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

#### (5) 事後指導

- ・他の教職員は、他の生徒が平静に授業を受けられるように事後指導をする。

#### (6) 教育委員会への報告

- ・管理職は、教育委員会に報告を行い、今後の対応について指示を受ける。

#### (7) 対外的な窓口の一本化

- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 指導計画の作成

- ア 児童生徒がゆとりをもって観察・実験に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- イ 観察・実験での児童生徒の実態を十分把握し、安全に関わる指導内容を指導計画に位置付ける。

#### (2) 実験前の安全

- ア 経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確かめておく。
- イ 準備の際に、観察・実験に使用する器具類の点検を行う。
- ウ 実施する実験での器具や薬品の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

#### (3) 実験中の安全

- ア グループ実験では役割分担を決め、責任をもって行うよう指導する。
- イ 実験台の上を整理させる。
  - ・ 不要な用具は片付ける。
- ウ 実験の注意事項を守らせる。
  - ・ 走ったりふざけたりしない。
  - ・ 順序立てて実施し、あわてたり急いだりしない。
- エ 実験中は適切な机間指導を行う。
  - ・ 操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- オ 必要に応じて保護眼鏡等を着用させる。

#### (4) 実験後の安全

- ア 責任をもって後片付けをさせる。
- イ 廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。
  - ・ 処理しにくい廃液は廃液入れに回収する。
  - ・ 金属、ガラス、紙や木、プラスチック類等に分けて回収する。
- ウ 実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

### 4 法令・判例等

#### (1) 法令等

- ・ 国家賠償法 第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第3条（センターの目的）  
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・ 同 センター法施行令 第5条（学校の管理下における災害の範囲）

#### (2) 判例等

- ・ 理科授業中の実験事故に対する責任の範囲（東京地方裁判所八王子支部 平成13年9月27日判決）

## 10 部活動中の事故

高等学校2年男子生徒が、柔道部の練習中、立ち技の乱取り中に大外刈りで投げられ、後頭部を打撲した。この時点では意識があり、武道場内の壁の前で座位で休憩していたが、やがて意識不明になり畳の上に倒れた。職員会議中で不在であった顧問に他の部員が連絡し、直ちに救急車で病院に搬送した。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 柔道は、相手の動きに応じて、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって勝敗を競い合ういわゆるコンタクトスポーツであることから、常に危険を伴っている。特に、投げられて頭部を打った際には死亡や重い障害を負う危険性がある。本事案のように意識を失った場合、一刻も速く救急車を要請し、被害生徒への対応を急ぐ必要がある。
- (2) 安全に活動を行うため、部員の技術的習熟度の確認や施設・設備、用具等（畳に隙間や段差がない等）の整備と点検を定期的実施する必要がある。
- (3) 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図るとともに、万一の事故が生じた場合、顧問等への連絡方法を部員に日頃から指導し、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 応急処置及び安全確保

- ・連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- ・意識を失った時点で、他の教職員に救急車出動を要請し、管理職へ報告する。
- ・救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・救急車が到着した際に、既往歴、事故発生時からの時系列の生徒の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。
- ・現場に残った教職員は、他の生徒の不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ・校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関との対応には管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (3) 保護者への対応

- ・保護者に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明する。
- ・管理職、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
- ・生徒の容態等が安定した際に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

#### (4) 関係機関への連絡

- ・管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、助言を受ける。
- ・事故の程度や状況、生徒の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

#### (5) その他

- ・学校は事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して事故原因について究明し、生徒や保護者へ説明する。また、教育委員会へ文書で事故報告を行い、事故の原因をもとに、事故防止対策等を見直し、今後の再発防止に取り組む。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 部員の健康状態の把握

顧問は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連絡を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

## (2) 無理のない活動計画の作成

部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、習得したレベルの段階に応じた、無理のない活動計画を作成する。特に、初心者が入部した場合、受け身等の基礎的技能が定着してから乱取り等を行うなど十分な配慮が必要である。

## (3) 指導体制の確立

ア 顧問等が活動の場に参加できない場合

やむを得ず顧問等が活動の場に参加できない場合や途中で活動の場を離れる場合は、他の部の顧問等に監督を依頼したり、部員だけでも安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。または、練習を中止するなど適切な措置をとる。

イ 職員会議等で顧問等が活動場所で指導できない場合

交代制で活動状況を観察したり、外部指導者に指導を依頼したりするなど体制を整備する。

ウ 専門的な技術指導に不安がある場合

外部から専門性の高い指導者を招聘し、教員と協力して指導を行うようにする。

## (4) 施設・設備の安全点検

施設・設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。(参考：学校安全点検要領(改訂版) 県教育庁保健体育課)

## (5) 部員への安全管理に対する意識の高揚

活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。

## (6) 校内の救急体制の整備

学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

## 4 法令・判例等

### (1) 法令等

- ・国家賠償法 第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第3条（センターの目的）  
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・同 センター法施行令 第5条（学校の管理下における災害の範囲）

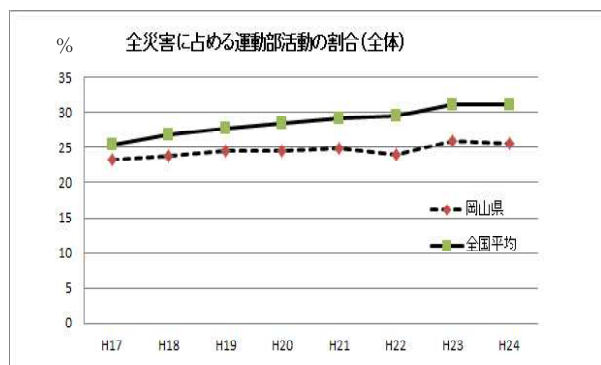
### (2) 判例等

- ・横浜商大高等学校柔道部事故（東京高裁 平成25年7月3日判決）
- ・滋賀県秦荘中学校柔道部事故（大津地裁 平成25年5月14日判決）

## ○運動部活動時の災害発生率（平成24年度）

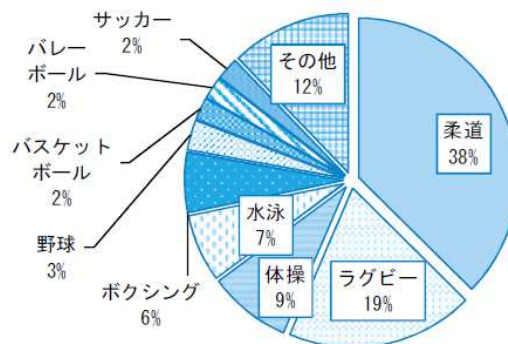
岡山県における、全災害に対する運動部活動時に発生した災害の割合は、図1に示すとおり、全国31.1%、岡山県25.6%であり、全国と比較すると、低い値になっているが、年々増加傾向にある。また、図2には部活動時における頭頸部の死亡・重度の障害事故発生確率を示しているが、柔道が突出していることが伺える。指導者は、柔道がそうした危険性の高い種目であることを十分理解した上で安全指導に配慮する必要がある。

(図1) 全災害に占める運動部活動の割合



(独立行政法人日本スポーツ振興センター資料による)

(図2) 中学・高等学校での運動部活動における頭頸部の死亡・重度の障害事故 - 競技別割合 -



(「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」調査研究報告書より)

## 1 1 学校行事中の事故

A小学校の修学旅行第2日目、京都市内の施設を見学するため、片側2車線の信号のない直線道路をバスで走行していた。対向車線を走っていた軽乗用車が車線を越え、バスと衝突したという。バスに乗っていた児童2名と軽乗用車の運転手が頭などを打ち、負傷した。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 事故発生後の対応として、負傷者の救助を最優先とすることが大切である。
- (2) この事例は、県外で起きた事故であり、関係機関と連携した迅速な対応が求められる。
- (3) 修学旅行の計画実施に当たり、事前調査を綿密に行う必要がある。万一の事故に備え、緊急時の連絡体制、医療体制を確認し、安全確保に万全を期すことが大切である。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 安全確保及び関係機関への連絡

- ・事故発生時、引率教員はバスの乗務員等と協力して現場の状況を把握し、事故の続発を防ぐため、安全な場所へ移動するなどの措置をとる。
- ・児童の人員点呼・掌握を行い、救急車を要請し、警察へ速やかに通報する。

#### (2) 応急処置

- ・救急車が到着するまでの間、引率教員等の救助者は、負傷者に対しその場で可能な応急処置を行う。その際、周囲の人たちにも協力を求める。
- ・引率教員は、精神的に動揺して不安を抱いている児童に対して、声をかけ、安心感をもたせる。
- ・救急車到着後、引率教員は、病院に着き添う。

#### (3) 情報収集

- ・引率教員は、警察、病院等の関係諸機関と連絡を密にし、負傷者の搬送先等、状況の正確な把握に努める。その際、引率責任者は、旅行代理店と協力しながら情報を集約する。

#### (4) 保護者・学校への連絡

##### 〔引率責任者〕

- ・事故の内容を的確に把握して、速やかに学校へ連絡する。その後の連絡体制は、窓口を一本化し、警察・マスコミ関係等の対応を行う。
- ・病院で付き添っている引率教員と連絡を密にとり、状況把握に努める。

##### 〔学校の責任者〕

- ・保護者、教育委員会へ迅速に連絡・報告する。保護者への連絡は、事故の内容を冷静かつ的確に伝え、無用の不安や動揺を与えないように配慮する。
- ・保護者等が現地へ行かなければならない場合は、教育委員会に連絡をとり、指示を受けながら迅速に対応する。

#### (5) 日程の計画変更

- ・修学旅行団の引率責任者は、状況を正確に判断し、事故後の日程の計画変更または中止等、迅速かつ適切な措置を講じる。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 安全意識の醸成

引率教員は児童に対して、修学旅行に対する全行程の説明と全般的注意、事前に想定される危険・事故についての注意を行う。また、平素から、事故や災害発生時の応急処置法を実習するなど、安全意識を高めておく。

## (2) 引率教員の任務の明確化

関係業者に過度に依存しないで、学校側が主体性をもって、安全対策に取り組む。そのために、引率教員の任務を明確化し、各自が任務内容を熟知して、互いの連携の取り方について理解しておく。

## (3) 周到的な事前準備

事故発生時に、冷静かつ迅速に行動ができるよう、無理のない、綿密な計画を立てるとともに、入念な事前の実地調査を行う。

旅行経路、現地の交通事情、交通機関等の点検を行い、緊急連絡体制・医療体制の点検、保護者の理解の徹底等、万一の事故発生に備える。

## 4 法令・判例等

### (1) 判例等

- ・高知学芸高校修学旅行事故損害賠償請求事件（高知地裁 平成6年10月17日判決）

### (2) 通知等

- ・高等学校及び特殊教育諸学校高等部の修学旅行等旅行的行事の実施について  
(教指指第1314号 昭和63年5月25日)
- ・海外修学旅行の安全確保について (24文科初第705号 平成24年9月25日)

**Q** 海外修学旅行中、宿泊先のホテルの階段を踏み外して転倒し、右足を骨折した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができるか。

**A** 受けることができる。

日本スポーツ振興センターでは、海外への修学旅行が急増し、今後も増加する傾向にあることなどにより、昭和61年度から、高校生の海外の修学旅行を災害共済給付上の「学校管理下」としている。

**Q** 海外修学旅行中にパスポートを紛失した。再発行してもらうには、どのようにしたらよいか。

**A** パスポートは、本人の身分を証明する非常に重要なものである。盗難・紛失には、十分注意しなければならない。

再発行してもらう場合は、まず、現地の警察署で盗難または紛失証明書を作成してもらう。次に、その証明書と、パスポート用写真2枚を持って、日本大使館または領事館へ再発行の手続きに行く。その際、紛失したパスポートの番号と発行年月日も必要となるので、旅行前にコピーをとるなどの対策を講じておくことが大切である。

### ○ 外国における事件・事故発生時の連絡先（最寄りの在外公館電話番号）

ソウル	(82-2) 2170-5200	北京	(86-10) 8531-9800
シンガポール	(65) 62358855	上海	(86-21) 5257-4766
マレーシア	(60-3) 2177-2600	ホノルル	(1-808) 543-3111

### ○ 東京外務本省邦人保護課 03(3580)3311 内線2851ほか

## 1 2 登下校中の交通重大事故

自転車通学の男子中学生2人が、下校途中、見通しの悪い交差点を渡ったところ、1人が乗用車にはねられ、頭を強く打ち意識不明となった。もう1人は、自ら転倒し軽傷であった。事故を目撃した人が救急車を要請し、学校へ連絡したことにより、学校は交通事故の発生を知った。生徒の氏名等は不明であった。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 登下校中の事故であり、学校側の迅速で的確な対応が求められる。
- (2) 事故に遭った生徒の氏名等の確認を急ぐとともに事故の状況を警察と連携し把握する。
- (3) 意識不明となった生徒の保護者や事故を目撃した生徒の動揺は大きい。早急な状況説明や心を落ち着かせるための対応が求められる。
- (4) 通学路の点検、PTAや関係機関（交通安全対策協議会、交通安全母の会等）との連携や生徒の発達段階に応じた交通安全教育の徹底等の対策が求められる。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 状況把握・応急処置、情報収集

- ・事故発生の連絡を受けた教職員は、通報者に事故の場所や119番通報の有無、通報者の名前、連絡先等を確認し、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、複数の教職員に生徒名簿を持たせ現場に急行させるとともに、対応の詳細を記録させる。
- ・現場に着いた教職員は、生徒を特定し管理職に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また状況に応じて次の対応を行う。

#### 〔救急車が到着していない場合〕

二次被害に遭わない安全な場所を選び、応急手当や心肺蘇生を行う。

#### 〔救急車が到着していた場合〕

教職員1名は救急車に同乗し、医療機関で、保護者や医師から生徒の診断状況等を聞き、管理職に報告する。

教職員1名は現場に残り、事故の経緯等について情報収集し、管理職に報告する。

#### 〔救急車が発射していた場合〕

消防署に搬送先を確認し、教職員を医療機関に派遣する。教職員は生徒を特定し、管理職に報告するとともに保護者へ連絡する。保護者や医師から生徒の診断状況等を聞き、管理職に報告する。

#### (2) 教育委員会への連絡

- ・管理職は、事故の概要について、教育委員会へ第一報を入れる。

#### (3) 被害生徒、事故目撃生徒等への対応

- ・生徒の状況により、管理職、担任は速やかに被害生徒を見舞う。
- ・保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。
- ・事故を目撃した生徒に、動揺を緩和するための面接や家庭訪問の実施等により、心のケアを継続して行う。

#### (4) その他

- ・保護者に事故防止のための家庭における指導や登下校の指導の協力を要請する。また、地域へも働きかけて保護者や地域住民の交通安全意識の高揚を図る。



- ・事故現場における安全施設上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、関係機関と協議し、改善を図る。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 通学路の点検、校区の危険箇所の確認と指導

- ア 定期的に通学路の点検を実施する。
- イ 危険箇所（通学路の工事箇所、見通しの悪い交差点、地下道、河川等）を把握し、児童生徒への安全指導の徹底、保護者や見守りボランティア団体等への協力依頼、関係機関に対する要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。

#### (2) 交通安全教育の充実

- ア 児童生徒の発達段階や地域の実情に応じた交通安全教育の充実に努める。
- イ 保健学習、学級活動等や学校行事を中心に学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な安全教育の充実に努める。
- ウ 通学路上の危険箇所について通学安全マップを作成したり、危険や安全な通学方法について話し合いをしたりするなど、危険を自ら予測し事故を回避する能力を高めるための交通安全教育に努める。

#### (3) 学校の体制整備、地域関係機関等の連携

- ア 年度当初に事故発生時の対応や教職員の役割分担を定め、共通理解を図る。
- イ 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地、電話番号を一覧にし、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示するなどの工夫をする。
- ウ 救急法の講習を行うなど、心肺蘇生（AED使用法を含む。）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

Q 通学路における施設等の環境改善について、どこに相談したらよいか？

A 道路標識には、道路管理者が設置するものと公安委員会が設置するものがある。

#### 【道路管理者が設置するもの】

- ・警戒標識・・・主に黄色の標識で通学路に関しては、「学校、幼稚園、保育所等あり」「信号機あり」「踏切あり」等がある。
- ・案内標識・・・主に緑色の標識で通学路の設置にはあまり関係がない。
- ・カーブミラー、ガードレール、スクールゾーン標示

☆上記に関係のある場合は、道路管理者へ相談する。

（道路管理者・・・国道は国土交通省、県道は各地方県民局、市町村道は各市町村の土木課等）

#### 【公安委員会が設置するもの】

- ・規制標識・・・主に赤色、青色の標識で、「車両進入禁止」「一方通行」「歩行者専用（道路）」等である。
- ・指示標識・・・主に青色の標識で、「横断歩道」「並進可」等である。
- ・信号機

☆上記に関係のある場合は、各警察署交通課に相談する。

### 1 3 下校途中の事件（連れ去り未遂）

小学生女兒が、下校途中1人で歩いていたところ、車に乗っている不審な男から道を尋ねられた。女兒が車に近づくと、突然男に腕をつかまれ、車に引き込まれそうになった。女兒は大声を出し、相手の腕を振り切ったため逃れることができた。  
その後、女兒が自宅で母親へ話し、学校に連絡が入った。

#### 1 事例の分析と課題

- (1) この事例では、速やかな警察との連携と、児童への注意喚起、家庭、近隣学校園等への情報提供など、児童の安全確保を第一に考えた対応を行うことが大切である。
- (2) 被害を受けた児童に対しての心のケアを図るとともに、緊急時の児童の登下校の方法についてあらかじめ決めておく必要がある。

#### 2 緊急対応のポイント

##### (1) 状況把握、関係機関への通報・連絡

- ・事件発生の通報を受けた教職員は、児童の氏名、発生時刻、発生場所、児童の状況、通報者の連絡先等を把握するとともに警察への通報が済んでいるかどうかを確認し、直ちに管理職に報告する。（警察への通報ができていない場合は、速やかに保護者に通報するよう依頼する。また、並行して学校からも警察へ通報する。）
- ・管理職は、複数の教職員を被害にあった児童の自宅へ急行させる。その際、速やかに連絡がとれるよう携帯電話等を持参し、状況を管理職へ報告させる。
- ・管理職は全教職員を招集し、状況を説明するとともに今後の対応を指示する。
- ・被害児童の自宅に向かった教職員は、児童の負傷状況等を把握するとともに、安心感を与えつつ、できる範囲で事件の状況を聞き取る。また被害状況を管理職へ報告する。

##### (2) 児童の安全確保

- ・在校児童がいる場合、担任等は、保護者へ連絡し引き渡しを行うか、集団下校等をさせるとともに、下校後は戸外に出ないようにさせる。
- ・下校中または、帰宅している児童がいる場合、担任等は保護者に連絡し、児童の安否を確認するとともに事実を説明し、児童が戸外に出ないように注意を促す。（状況に応じて教職員が分担して、通学路を見回る。）

##### (3) 関係機関との連携

- ・管理職は教育委員会に報告するとともに、警察の指示に従い、近隣の学校園や保護者、地域役員等に情報提供し、被害拡大を防ぐ。

##### (4) その他

- ・地域の見守りボランティア団体やPTA等に今後の対応等について情報提供し、児童の安全確保のための通学路の見守りや同伴下校等の協力を依頼する。

#### 3 未然防止のポイント

##### (1) 通学路等における安全確保体制の整備

- ア 緊急時における校内体制を整備しておく。
- イ 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民、近隣の学校園等と連携して不審者等の情報等を共有できる体制を整備しておく。
- ウ PTA、見守りボランティア団体等と連携し、登下校時の児童生徒の安全確保を行うための協力体制を整備しておく。

エ 緊急時においては、集団登下校や保護者同伴による登下校等を実施する。

## (2) 児童生徒への安全教育

ア 「地域安全マップづくり」に取り組むことなどを通して、児童生徒自らが危険な場所等を読み取り、危険を予測する力を養う。

イ 児童生徒が不審者に直面したときの対処法（大声を出す、逃げる、人のいる場所に逃げ込む等）について指導するとともに、自らの力で危険を予測し、回避できる能力を養うための訓練等を警察等と協力し実施する。

ウ 児童生徒が日常から「子ども110番の家」などの位置を確認し、逃げ込めるよう指導する。

## (3) 通学路等における安全な環境の整備

ア 児童生徒の連れ去りを防止するため、歩車道の分離や見通し、照度等の危険箇所（不審者が犯罪を起こしやすい場所）について定期的に点検をするとともに、危険箇所については、関係機関を通じて改善を図る。

イ 児童生徒が緊急避難場所として、交番や「子ども110番の家」等の場所を確認したり、訪問したりする等し、緊急避難場所として機能するよう協力を求める。

## 4 資料等

・「学校保健・安全・給食管理の手引き」

（県教育庁保健体育課 平成21年3月）

・『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』

（文部科学省 平成22年3月 HP掲載）

・「学校の危機管理マニュアル-子どもを犯罪から守るために-」

（文部科学省 平成19年11月 HP掲載）

・「子どもの心のケアのために-災害や事件・事故発生時を中心に-」

（文部科学省 平成22年7月 HP掲載）

・「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集

—学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に—

（文部科学省 平成23年3月 HP掲載）

・学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」

（文部科学省 平成21年3月、平成21年3月）

## 14 熱中症の事故

9月上旬、残暑厳しい中、運動会の練習中に、小学校3年生の児童が体調不良を訴えた。担任は保健室に行くように指示した。養護教諭が保健室で、児童に対して、現在の体調、前日の状況等を尋ねていたら、児童の応答がだんだん鈍くなり、言動もおかしくなり、意識を失った。

### 1 事例の分析と課題

- (1) 児童が意識を失った状況であることから、至急救急車を要請し、被害児童の対応を最優先することが大切である。
- (2) 児童は夏季休業中に家庭でエアコンの効いた部屋で生活することが多く、残暑に対応できない児童がいることを想定する必要がある。
- (3) 学校管理下における熱中症の死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動中によるものという認識をもつとともに、予防法を知っていれば必ず防ぐことができることを教職員で共通理解する必要がある。

### 2 緊急対応のポイント

#### (1) 応急処置及び安全確保

- ・連絡を受けた養護教諭は、風通しのよい日陰やクーラーが効いている室内で体を冷やしたり水分補給をしたりする等の対応を行う。
- ・意識を失った時点で、職員室の他の教職員に救急車の要請をするとともに、管理職へ報告をする。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ・校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (3) 養護教諭の対応

- ・救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・担任から当該児童の朝の健康観察の状況を確認する。
- ・救急車が到着した際に、健康観察の状況、事故発生時からの時系列の児童の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。

#### (4) 担任等の対応

- ・現場に残った担任等は、状況を把握している児童に聞き取りを行うとともに、連鎖が想定されることから、児童の不安を除くような適切な指示を行う。
- ・噂や憶測により誤った情報が伝わらないように十分な指導を行い、混乱や動揺を抑える。

#### (5) 保護者への対応

- ・保護者に、児童の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡、説明する。
- ・管理職、担任等は搬送された児童を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
- ・児童の容態等が安定した際に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

#### (6) 関係機関への連絡

- ・管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、助言を受ける。
- ・事故の程度や状況、児童の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

### 3 未然防止のポイント

#### (1) 熱中症による事故防止対策

- ア 授業や学校行事、部活動等の際には、「気象庁 高温注意情報」などの情報を収集し、活動時間、活動内容を吟味し計画する。
- イ 暑い季節の運動や作業は、涼しい時間帯にできるだけ計画し、運動が長時間にわたる場合には、休憩を多く取り、0.2%程度の食塩水あるいはスポーツドリンク等により、こまめな水分や塩分補給を行っていることを必ず指導者が確認する。
- ウ 体が暑さに慣れていない時は短時間で軽めの運動から始め徐々に慣らすようにする。
- エ 熱中症の起こりやすい時期は夏季に集中することが多いが、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日など、体が暑さに慣れていない時に起こりやすいことを念頭に置く。
- オ 児童生徒にも体調不良を感じた場合、早い段階で教職員等に申し出るように指導する。

#### (2) 教職員の応急手当の共通理解

- ア 熱中症と想定される児童生徒は、涼しい日陰やクーラーの効いた室内に衣服をゆるめて寝かせ、水分や塩分を補給したり、濡れタオルをあてて扇ぐなど体を冷やしたりする。
- イ 経過観察中、容態が急変し死に至るケースもあり、注意を怠らない。
- ウ けいれんを伴ったり、意識がもうろうとした状況が見られた場合、直ちに救急車を要請する。

### 4 法令・判例等

#### (1) 法令等

- ・ 国家賠償法 第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 第3条（センターの目的）  
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・ 同 センター法施行令 第5条（学校の管理下における災害の範囲）

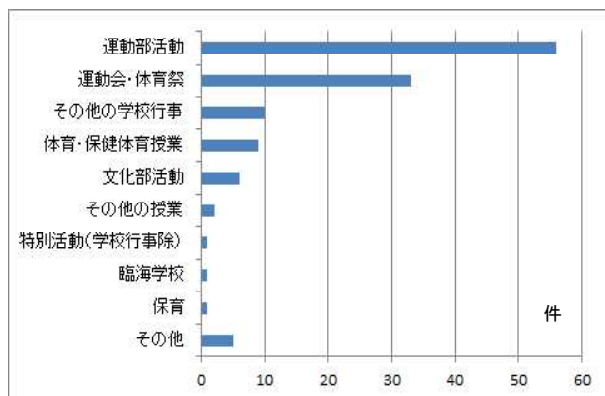
#### (2) 判例等

- ・ 剣道部活動練習中に生徒が熱中症になり死亡した事案（大分地裁 平成25年3月21日判決）

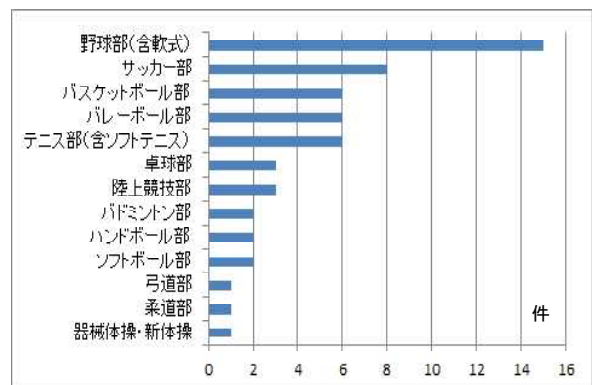
#### ○岡山県における熱中症の発生傾向（平成24年度）

次に示すグラフは、岡山県における熱中症発生件数について、「教育活動全般」「運動部活動別」で示したものである。グラフからは、「運動部活動」「運動会・体育祭」といったスポーツに関連する教育活動中に熱中症の発生件数が多いことが分かる。運動部活動では、特に、「野球部（含軟式）」が多く、指導者として適切な対応が求められる。

「教育活動全般（幼・小・中・高校）」



「運動部活動別（中・高校）」



(平成24年度日本スポーツ振興センター調査による)

## 15 ストーカー被害

A高等学校の女子生徒Bが、個人面談で担任に次のように申し出た。  
 「2年前に同級生のC子の紹介でD男と交際をするようになったが、D男の独占欲の強い性格に嫌気が差し、半年前に別れた。最近になってD男がC子にLINEで私と復縁したいとの内容を何度も送ってきていると、C子が教えてくれた。また、下校の際にD男の車を度々見かけることがあり何となく気持ち悪いが、相手にしないている。親が知ったら叱られるので、絶対に内緒にしておいて欲しい。」

## 1 事例の分析と課題

- (1) ストーカー事案は、相談を受理した時点において、表面上は比較的軽微なものとしか認められない場合であっても、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがある。単に顕在化している現象面のみで安易に判断することなく、最悪の事態を想定して対応する必要がある。
- (2) 被害者の保護者等にも危害が及ぶ恐れもあることから、当該生徒が保護者等への相談を拒否した場合でも、当該生徒に危険性・緊急性を理解させた上で粘り強く説得し、保護者に連絡、説明する。
- (3) ストーカーの加害者は被害者に対する支配意識をもっており、独占欲、嫉妬心、執着心が非常に強い。暴力的、衝動的、短絡的な行為や、精神不安定、薬物依存には特に注意を必要とする。

## 2 緊急対応のポイント

## (1) 情報収集及び情報共有

- ・当該生徒から詳しく話を聞くため、話しやすい教職員を人選するとともに、話しやすい時間や場所を設定し、これまでの経緯や被害状況を聞き取る。
- ・当該生徒の安全を最優先するため、保護者へ連絡し情報を共有するとともに、警察に相談するよう指導する。(警察への相談を拒否した場合にも、当該生徒を粘り強く説得する。)
- ・聞き取り終了後、早急に管理職に報告するとともに、すべての教職員で情報を共有する。
- ・学校に行為者が押しかけてきた場合の対応や登下校の安全確保のための対応等について管理職を含めた教職員で協議する。

## (2) 警察等との連携と迅速な相談

- ・学校は、警察が情報に基づいた最善の対策をとることができるよう、断片的な情報であっても、知り得た内容を漏れなく提供し、今後の対応について助言を求める。
- ・教育委員会にも同様の内容を速やかに報告し、必要に応じ支援を要請する。
- ・保護者、警察、教育委員会との窓口を一本化し、情報の混乱をさける。

## (3) 当該生徒等への指導

当該生徒へ次のように指導を行うとともに、相談体制を整え心のケアを行う。

- ・曖昧な態度をとらず行為者に拒否の意思をはっきり伝達する。
- ・行為者には絶対に会わない。
- ・夜間の一人歩きはせず保護者の迎えやタクシー等を利用する、できる限り早めに帰宅する、人通りが多く明るい道を選んで通る、交番や店舗等避難場所を確認しておく、歩きながらメールをしない等、外出時は特に注意する。
- ・電話番号、メールアドレスを変更するなど、行為者からの連絡を断ち切るようにする。
- ・危険を感じたら、大声を出したり、付近の人に助けを求めたりするとともに、迷わず110番通報する。

当該生徒以外の生徒に行為者から連絡等がある場合も考えられるため、関係生徒に対して

も、行為者からの問い合わせに応じないなど、指導を行う。

### **3 未然防止のポイント**

#### **(1) 相談体制の充実**

ア 日頃から児童生徒の交友関係について目を配るとともに、児童生徒が教職員に悩みや不安を相談できる関係を築いておく。

イ ストーカー事案は命に関わる重大な事案であることから、相談を受けた場合には、個人の判断で相談や報告を怠ることのないようにする。

ウ 夜間・休日に相談を受けた場合であっても、個人の判断で先送りしないようにする。

#### **(2) 個人情報の厳格な管理**

ア 児童生徒の個人情報は校外に持ち出さないようにする。

イ 電話での問い合わせなど、相手がどこの誰か分からない者に対して児童生徒の個人情報を漏らさないようにする。

ウ 行為者は、ゴミをあさるなどして個人情報を入手する場合もあるので、児童生徒の個人情報を処分する場合は、復元できないようにする。

### **4 法令・判例等**

- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成25年7月3日改正）

## 16 その他の事例についての緊急対応の主なポイント

項目	緊急対応の主なポイント
<p>16-1 器物損壊</p> <p>・携帯電話の使用を厳しく注意された生徒が腹を立て、ほうきを振り回して窓ガラスや花瓶を割った。</p>	<p>(1) <b>情報収集及び初期の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破損状況を写真等で記録に残し、教育委員会と連携の上、被害状況等から警察への連絡を判断する。</li> <li>・現場検証や、他の生徒が負傷しないために、立入禁止の措置をとる。その後、速やかに破損箇所の補修等の措置を行う。</li> </ul> <p>(2) <b>加害生徒への指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損壊行為については、許されない行為であることを明確に伝え、毅然とした指導をする。反省等については共感的に聞く。</li> <li>・問題行動の要因・背景を探り、その改善を図る。</li> </ul> <p>(3) <b>他の生徒への指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校指導、学年指導、学級指導を行う場合、当該生徒の人権やプライバシーに配慮して行う。</li> </ul> <p>(4) <b>保護者への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係した生徒の保護者に事実を伝え、今後の学校の指導方針を説明する。その際、弁償等、今後の対応について協議する。</li> <li>・他の保護者への説明が必要な場合は、内容や対象について検討の上実施する。</li> </ul> <p>(5) <b>関係諸機関との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会に被害の程度・学校の指導方針・経過等を報告する。</li> <li>・警察等の関係機関からの支援を活用することも考える。</li> </ul>
<p>16-2 性非行</p> <p>・出会い系サイトで知り合った男性と援助交際をしていた女子生徒が補導された。</p>	<p>(1) <b>情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と連携を図りながら、事実の把握を行う。</li> <li>・要因・背景等を分析し、指導方針の決定や教員の役割分担をする。</li> </ul> <p>(2) <b>生徒への個別指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性教師が指導に当たるなどの配慮をした上で、生徒に行為の重大性を認識させるなどの指導を行う。</li> </ul> <p>(3) <b>保護者への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内での生徒への関わり方等について助言する。</li> <li>・妊娠や性感染症への対応として、医療機関にかかるよう勧める。</li> </ul> <p>(4) <b>他の生徒への指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該生徒の行為について、生徒間で噂となっていないか注意して見守り、そのような場面が見られたら個別に指導する。</li> </ul> <p>(5) <b>指導の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭やスクールカウンセラー等の協力を得て、個別指導を継続して行う。</li> <li>・警察等の関係機関からの支援を活用することも考える。</li> </ul>



項 目	緊急対応の主なポイント
<p>16-3 万引き</p> <p>・コンビニエンスストアでお菓子をポケットに入れた児童が店外に出たところで店員に捕まった。</p>	<p><b>(1) 情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と連携を図りながら、事実の把握を行う。</li> <li>・店舗に出向き謝罪し、状況を聞き取る。</li> </ul> <p><b>(2) 児童への個別指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。</li> <li>・行為に至った背景等について共感的に聞き取る。</li> </ul> <p><b>(3) 保護者への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗への対応（謝罪・弁償等）について適切な助言を行う。</li> <li>・家庭での話し合いが、内面の理解や規範意識の高揚につながるような助言を行う。</li> <li>・今後、学校と家庭が連携し、指導・支援を行っていくことを確認する。</li> </ul> <p><b>(4) 他の児童への指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該児童の行為について、児童間で噂となっていないか注意して見守り、そのような場面が見られたら個別に指導する。</li> </ul>
<p>16-4 薬物乱用</p> <p>・違法ドラッグを購入・所持・使用していた生徒が警察に逮捕された。</p>	<p><b>(1) 情報収集及び関係機関との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報、本人から逮捕されたときの状況やそれ以前の違法薬物等の使用、他の生徒や交遊関係者等の関与等について事情を聞くなど、情報収集を行う。</li> <li>・教育委員会に把握した事実を報告し、助言を求める。</li> <li>・医療機関、児童相談所等の関係機関と十分に連携を図る。</li> </ul> <p><b>(2) 本人への個別指導</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や医療機関等と連携を図りながら、本人に、行った行為の違法性や、行為の重大性及び身体・精神・社会への悪影響等を認識させるとともに、購入・所持・使用等の根絶を指導する。</li> </ul> <p><b>(3) 保護者への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内での本人へのかかわり方等について助言する。</li> <li>・習慣性が懸念されるため、医療機関等にかかるよう勧める。</li> </ul> <p><b>(4) 指導の継続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や医療機関等と連携し、本人への指導等についての助言を得ながら、継続的な指導を行う。</li> </ul>

項 目	緊急対応の主なポイント
<p>16-5 人権に関する問題（差別落書き等）</p> <p>・教室内で、個別的な人権課題に係る人々を中傷した落書きを発見した。この落書きを知っていた生徒もいたが、そのまま放置されていた。</p>	<p><b>(1) 事実の正確な把握</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落書きを発見した教員は直ちに管理職に報告する。管理職は、関係教職員と共に事実関係を正確に把握し、写真等で記録した後、落書きを消去するよう指示する。</li> </ul> <p><b>(2) 対応方針等の決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は対策委員会等を開催し、委員会において原因や背景を分析し、対応方針、指導方針等を決定する。</li> <li>・管理職は、役割分担等を決定し、関係者から聞き取った情報から、事実関係、対応状況等を正確に把握し、適切な指示を出す。</li> <li>・報道機関等への窓口を管理職に一本化して対応に当たる。</li> <li>・関係教職員は、差別事象発生以降の対応状況等について時系列で詳細に記録する。</li> </ul> <p><b>〔対応に当たっての留意事項〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を侵害された生徒の人権回復を最優先し、二次被害が発生しないようにする。</li> <li>・差別や人権侵害は許されない行為であるとの認識に立って、迅速かつ組織的に対応する。</li> <li>・全教職員の課題として、学校の主体性において解決する。</li> <li>・これまでの人権教育の内容や方法を見直すとともに指導の充実を図り、再発を防止する。</li> </ul> <p><b>(3) 関係機関等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会へ連絡するとともに、必要に応じて関係機関等と連携して対応を行う。</li> </ul> <p><b>(4) 生徒への指導</b></p> <p><b>〔関係生徒の指導〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別指導や家庭訪問等により、事実を説明し、保護者と密接な連携を図りながら生徒理解に努め、きめ細かく対応する。</li> <li>・必要に応じて、生徒の心のケアを行う。</li> </ul> <p><b>〔該当学年の指導〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに当該学級で、本事象の概要と何が問題なのかなどの分析を踏まえて差別の不合理や不当性について指導する。また、学年集会を開き、生徒全員での共通理解を図るとともに、全学級で担任が道徳や学級活動等の時間を利用して指導する。</li> </ul> <p><b>〔他学年の指導〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年の実態に応じ、学年や学級で、本事象を取り上げ、その不当性等を理解させるとともに、日常生活の中に生かせる人権感覚を身に付けるよう指導する。</li> </ul> <p><b>〔指導に当たっての留意事項〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針、指導内容等について教職員の共通理解のもとに取り組む。</li> <li>・個別指導や全体指導に際しては、生徒間の人間関係や連帯感を損なうことがないようにするとともに、生徒の人権に十分配慮する。</li> <li>・本事象を全校の課題として受けとめ、一時的な指導で終わらないよう、計画的・継続的に指導の充実を図りながら取り組む。</li> </ul> <p><b>(5) P T Aとの連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場合によっては、緊急保護者会を開催するとともに、P T Aとの連携を図りながら保護者研修の内容や方法の改善等に努める。</li> </ul>

項 目	緊急対応の主なポイント
<p>16-6 児童虐待</p> <p>・虐待が疑われる児童に気付いた。</p>	<p><b>(1) 虐待の気付き・発見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の日頃の言動等に留意するとともに、『子どもが心配』チェックリスト（下記の「手引き」に掲載）を活用し、虐待の早期発見に努める。</li> <li>＊虐待を疑ったときから時系列で具体的に記録する。 （傷やあざは、治りやすいので、絵などで記録する。）</li> </ul> <p><b>(2) 報告と相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待を疑ったときは、直ちに管理職に報告・相談する。</li> <li>＊虐待の確証を得る必要はない。</li> </ul> <p><b>(3) 校内組織会議の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は校内組織会議を開催し、情報の収集、共有、分析を行う。</li> <li>・初期対応について検討する。</li> <li>・通告について検討する。</li> <li>・役割分担を行う。（必要に応じて支援チームを結成する。）</li> </ul> <p><b>(4) 初期対応、通告・相談等</b></p> <p>〔児童への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の身の安全を確認・確保する。</li> <li>・聴き取りの回数は、できる限り少なくする。</li> <li>・「誰にも言わないから」という約束はしない。</li> </ul> <p>〔保護者への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問や面接は、複数で当たる。</li> <li>・非難や批判をせず、訴えを傾聴する。</li> <li>・専門機関や当面の具体的な関わり等についてアドバイスし、解決に向けて共に取り組む姿勢を見せる。</li> </ul> <p>〔性的虐待への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童から詳しい話を聞き出そうとせず、早期に児童相談所等の専門機関に相談する。</li> </ul> <p>〔通告・相談〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部機関との対応窓口を決め、情報の共有や連携を強める。</li> <li>・原則として市町村の相談窓口へ、緊急性が高い場合は児童相談所へ通告する。</li> <li>・生命の危険を感じた場合などは、警察へも通報する。</li> </ul> <p><b>(5) 通告後の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護等により通学が困難となった児童に対しては、一時保護所等への教材の提供等により学習機会を保障する。</li> <li>・通告後も、定期的に、又は状況の変化等に応じて、積極的に関係機関と情報交換を行い、児童・保護者に対する継続的な支援を行う。</li> <li>＊学校から関係機関への定期的な情報提供は、概ね1か月に1回</li> </ul> <p><b>(6) 家庭から分離された児童への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が入所している施設と日常的な連絡や定期的な情報交換を行う。</li> <li>・学校と施設との間で、機会を捉えて相互訪問や行事への参加を行う。</li> </ul>

参考

「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」（岡山県教育委員会 平成23年3月）

項目	緊急対応の主なポイント
<p>16-7 DV（ドメスティック・バイオレンス） ・保護者（母親、被害者）からDVに関する相談があり、近日中に子どもを連れて家を出る予定にしており、父親（加害者）等からの問い合わせには応じないでほしい等の対応を求められた。</p>	<p><b>(1) 状況把握及び支援情報の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を受けた教職員は、次のことを確認し、管理職へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 児童生徒への加害の有無</li> <li>イ 関係機関等への相談状況</li> <li>ウ 保護命令※1の発令等の有無</li> <li>エ 連絡先、連絡方法等</li> </ul> </li> <li>* 児童生徒に対する暴力、あるいはDVを児童生徒が見ているような状況が疑われる場合、児童虐待としての対応を行う。</li> <li>・必要に応じて、被害者に対して、配偶者暴力相談支援センター※2（以下、「支援センター」という。）等に関する支援情報の提供を行う。</li> </ul> <p><b>(2) 対応方針等の決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は対策委員会等を開催し、対応方針等を決定するとともに、全教職員で共通理解を図る。その際、加害者に対して被害者の居所等が知られることがないように、居所等の情報を知り得る者については必要最小限に制限するなど、情報管理を厳重に行う。</li> </ul> <p><b>〔対応のポイント〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 対応窓口の一本化（電話等による問い合わせ等に対して）</li> <li>イ 校内での安全確保（校内への立ち入り、面会要求等に対して）</li> <li>ウ 登下校時の安全確保（待ち伏せ・連れ去り等に対して）</li> <li>* 公的機関を名乗る電話等に対しても、確証がない場合等は、電話をかけ直すなど慎重な対応を行う。</li> <li>* 児童生徒や教職員等に対して、加害者からの加害が予想されるような場合は、警察へ通報する。</li> </ul> <p><b>(3) 関係機関等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会へ連絡する。</li> <li>・必要に応じて、支援センター等に助言を求める。</li> <li>・必要に応じて、警察へ協力要請を行う。</li> </ul> <p><b>(4) 児童生徒、保護者（被害者）への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒及び保護者（被害者）に対して、加害者の校内への立ち入り、面会要求、待ち伏せ等、緊急時の対応等について確認する。</li> <li>・必要に応じて、児童生徒の心のケアを行う。</li> <li>・一時保護等により通学が困難となった児童生徒に対しては、一時保護所等への教材の提供等により学習機会を保障する。</li> </ul> <p><b>(5) 保護者（加害者）への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の意向を踏まえ、関係機関等と連携して対応する。</li> <li>・親権に基づく開示請求等については、個人情報保護条例等に則り、適切に対応する。</li> </ul> <p><b>(6) 転学手続き等に係る配慮事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転学した児童生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が加害者に伝わるような場合は、配偶者からの暴力の被害者の児童生徒の就学であることを関係者間で共有する。また、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を厳重に管理した上で、指導要録の写し等を送付する。</li> </ul>

※1 保護命令（被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し発令するもの）

- ・接近禁止命令：身边へのつきまといを6か月間禁止するもの  
被害者の子及び親族等も対象
- ・電話等禁止命令：電話・電子メール等を6か月間禁止するもの
- ・退去命令：2か月間、住居からの退去を命ずるもの

※2 岡山県内の配偶者暴力相談支援センター

・岡山県女性相談所（全県）	TEL086-235-6060
・岡山県男女共同参画推進センター（全県）	TEL086-235-3310
・岡山市男女共同参画相談支援センター（岡山市）	TEL086-803-3366
・倉敷市男女共同参画推進センター（倉敷市）	TEL086-435-5670

## 17 問題行動等への対応に関する豆知識

### Q & A

Q 児童生徒の出席停止の措置を行う上での適用要件及び留意点は何か？

A 適用要件及び留意点については、次のような点が考えられる。

#### 〔適用要件〕

- ・公立小学校及び中学校において、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認められること。

法令 学校教育法第26条、第40条

通知 出席停止制度の運用の在り方について

(13文科初第725号 平成13年11月6日)

#### 〔要件の明確化〕

- ・性行不良＋他の児童生徒の教育の妨げがある

＜性行不良の例＞

他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

施設又は設備を損壊する行為

授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

これらの一又は二以上を繰り返し行う

#### 〔留意点〕

- ・出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられていること。
- ・出席停止制度の運用にあたっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止措置期間中の当該児童生徒への指導の充実を図ること。

Q 被害生徒に対する暴行が認められるいじめについて、警察に通報しなければならないと聞いたが、どのように対応すればよいか？

A 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に関する警察への相談・通報について」(24文科初第813号 平成24年11月2日)において、「いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察を連携した対応をとることが重要である」と記されている。

#### 〔いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例〕

- ・強制わいせつ(刑法第176条)
- ・傷害(刑法第204条)
- ・暴行(刑法第208条)
- ・強要(刑法第223条)
- ・窃盗(刑法第235条)
- ・恐喝(刑法第249条)
- ・器物損壊等(刑法第261条)

#### 〔留意点〕

- ・特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。
- ・このような毅然とした対応を取るためにも、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要である。